**業務委託基本契約書（受託者側）**

●（以下「委託者」という。）と●（以下「受託者」という。）とは、委託者が受託者に委託する業務に関し、本契約末尾の日付において、以下の通り業務委託基本契約書（以下「本契約」という。）を締結する。

## （目的）

本契約は、委託者が受託者に対し、●に関する業務を委託することに関する基本的な権利義務を定めることを目的とする。

## （定義）

本契約中に用いられる以下の用語は、以下の意味を有するものとする。

1. 「知的財産権」とは、特許権、実用新案権、意匠権、商標権（これらを受ける権利を含む。）、著作権、ノウハウ、営業秘密、その他のあらゆる知的財産権を意味する。
2. 「納入物」とは、受託者が委託者に納入すべきものとして、個別契約に定めるものを意味する。
3. 「本件業務」とは、本契約に基づいて委託者が受託者に委託する業務を意味し、具体的な業務の内容は個別契約で定められるものとする。

## （個別契約）

１ 具体的な業務の委託に必要な事項は、本契約に定めるものを除き、個別契約において別途定めるものとする。

２ 個別契約は、委託者が受託者に対し、注文書の送付、注文内容の電子メールによる送信その他の方法により注文内容を受託者に明示し、受託者がこれを承諾することにより成立する。但し、委託者と受託者の合意により、個別契約書を別途締結するなどの他の方法により個別契約を締結することを妨げるものではない。

３ 個別契約の内容が本契約と異なる場合には、個別契約の定めが優先するものとする。

## （再委託）

受託者は、受託者の裁量により、本件業務の全部又は一部を第三者に再委託することができる。

## （善管注意義務等）

１ 受託者は、善良なる管理者の注意義務をもって、本件業務を遂行するものとする。

２ 受託者は、本件業務の遂行に必要と判断した場合、委託者に情報、機器、資料等の提出を求めることができるものとする。委託者が当該情報、機器、資料等の提出を怠った場合、それにより受託者が本件業務を遂行できなかったとしても、受託者は一切の責任を負わないものとする。

## （報告）

委託者は、受託者に本件業務の進捗状況その他の本件業務に関する事項についての報告を合理的な範囲で求めることができるものとし、受託者は、委託者の求めに応じて合理的な範囲で報告しなければならない。

## （納入）

受託者は、個別契約に定める納入期日までに、納入物を個別契約に定める方法で納入する。

## （検収）

１ 委託者は、納入物を受領後、個別契約に定める検査期間内に、納入物の検査を行うものとする。

２ 委託者は、納入物が前項の検査に適合する場合、受託者にその旨の通知を行うものとする。また、委託者は、前項の検査に合格しないと判断する場合、受託者に対し、検査に合格しない理由を通知し、修補を求めることができる。

３ 受託者は、前項の合格しない旨の通知を受けた場合には、速やかに修補を行うものとし、この場合委託者は、再度検査を行うものとする。

４ 受託者が修補を行った後の手続は、第２項及び前項を適用するものとし、それ以降検査に合格しなかった場合も同様する。

５ 本条所定の検査が合格したことをもって、納入物の検収完了とする。

６ 委託者が検査に合格する旨の通知を行わない場合でも、検査期間内に委託者が合理的な理由を示して異議を述べない場合（異議を述べたもののそれが合理的な理由に基づかない場合を含む。）、又は検査以外に納入物を使用した場合には、納入物は本条所定の検査に合格したものとみなし、納入物の検収完了とする。

## （契約不適合責任）

1. 納入物の受領後、納入物に本契約に適合せず、かつそれが、前条の検査でも発見できないものであった場合（以下、「契約不適合」という。）、委託者は受託者に対して、事前に通知の上、納入物の修補を請求することができる。受託者は、当該請求を受けた場合、自らの責任と費用負担において直ちにこれに応じなければならない。但し、契約不適合が重要でない場合において納入物の修補に過分の費用を要する場合又は契約不適合が委託者の責めに帰すべき事由によるものである場合は、受託者は、本項の責任を負わない。
2. 本条に基づき受託者が契約不適合責任を負うのは、検収完了の日から６ヶ月以内に委託者から受託者に対して契約不適合の具体的な内容及び不適合と判断した理由についての通知がなされた場合に限るものとし、いかなる場合でもかかる期間は伸長されないものとする。
3. 受託者は、本条の定めるほかは、契約不適合について責任を負わないものとする。

## （納入物の所有権等）

１ 納入物の所有権は、検収完了時点で受託者から委託者へと移転する。

２ 納入物の危険負担は、納入前は受託者が、納入後は委託者がそれぞれ負担する。

## （納入物の定めのない場合）

第６条から第１０条までの規定は、納入物の定めのない個別契約には適用されないものとする。

## （委託料及び費用）

１ 本件業務の対価として支払われる委託料の金額、支払方法、支払時期等は、個別契約において定めるものとする。

２ 受託者は、前項の委託料とは別途、本件業務の遂行のために発生した費用を委託者に請求することができるものとする。

３ 委託者が第１項の委託料の支払を怠った場合には、年１４．６％の割合による遅延損害金（１年を３６５日とする日割計算）を受託者に対し支払わなければならない。

## （知的財産権）

納入物に含まれる知的財産権その他の本件業務に関連して発生した一切の知的財産権は、受託者に帰属するものとする。但し、委託者は、納入物を通常の用法で使用するために必要な範囲では、当該知的財産権を利用することができるものとする。

## （秘密保持）

１ 本契約の当事者は、本契約及び個別契約に関連して相手方から提供された情報のうち秘密である旨の指定がある情報（以下「秘密情報」という。）について、相手方の承諾なく、本契約及び個別契約の目的以外に使用してはならず、第三者に開示及び漏洩してはならないものとする。

２ 前項の規定にかかわらず、以下の情報は、秘密情報に含まれないものとする。

1. 開示を受けた時点又は知った時点において公知であった情報
2. 開示を受けた後又は知った後、開示を受けた当事者の責めに帰すべき事由によらずして公知となった情報
3. 開示を受けた時点又は知った時点において開示を受けた当事者が既に知得していた情報
4. 正当な権限を有する第三者から知得した情報
5. 相手方の秘密情報によらずして、創作、開発等した情報

３ 本契約の当事者は、本契約が終了した場合又は相手方から請求があった場合、相手方の秘密情報及び秘密情報に関する一切の書類、資料及びその複製品に関し、相手方の指示に従い返却又は破棄するものとする。

## （有効期間）

１ 本契約の有効期間は、本契約の締結日から●とする。但し、本契約の有効期間が満了する●日前までにいずれの当事者からも本契約を終了させる旨の通知がなされなかった場合、本契約は、同一の条件でさらに●延長されるものとし、以降も同様とする。

２ 前項の有効期間の満了その他の事由により本契約が終了した場合であっても、その終了事由を問わず、既に成立している個別契約は有効に存続するものとし、当該個別契約に対し本契約が適用されるものとする。

## （解除）

１ 本契約の当事者は、相手方に以下の各号の一に該当する事由が生じたときは、直ちに書面にて通知することにより、本契約及び個別契約の全部又は一部を解除することができる。

1. 相手方が本契約及び個別契約のいずれかの条項に違反し、当該違反について催告をしたにもかかわらず、相当期間内にこれを是正しないとき
2. 差押、仮差押、仮処分、租税延滞処分、その他公権力の処分を受けたとき
3. 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、又は特別清算開始の申立が行われたとき
4. 解散（合併の場合を除く。）あるいは事業の全部を譲渡し、又はその決議がなされたとき
5. 自ら振り出し若しくは引き受けた手形又は小切手の不渡り又は手形交換所若しくは電子債権記録機関による取引停止処分となる等支払停止状態に至ったとき
6. 監督官庁から営業停止、又は営業免許若しくは営業登録の取消しの処分を受けたとき
7. 前各号の他、本契約を継続しがたい重大な事由が生じたとき

２ 委託者に第1項に掲げる事由の一つが発生した場合、委託者の受託者に対する債務は当然に期限の利益を失い、委託者は全ての債務を受託者に弁済しなければならない。

３ 個別契約の解除は将来に向かって効力を有するものとし、解除がなされた場合でも、受託者は解除時点において完了している本件業務（検収済みの納入物及び未検収の納入物に関する本件業務に加え、納入物として完成していないが現実に行われた本件業務を含む。）に対応する委託料を委託者に請求することができる。また、受託者は理由の如何を問わず解除の時点において受領済みの委託料を返還する義務を負わないものとする。

４ 委託者は、本契約に定めがある場合を除き、本契約及び個別契約を解除することはできないものとする。

## （反社会的勢力の排除）

１ 本契約の当事者は、相手方に対し、次の各号に該当しないことを表明保証し、将来にわたり該当しないことを誓約する。

1. 自ら並びにその親会社、子会社、関連会社、役員及び重要な従業員が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力 団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずるもの （以下総称して「反社会的勢力」という。）であること。
2. 自ら並びにその親会社、子会社、関連会社、役員及び重要な従業員が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。
3. 前二号に該当しなくなったときから５年を経過していないこと。
4. 自ら又は第三者を利用して、相手方に対し、次に掲げる行為又はこれに準ずる行為を行うこと。
5. 暴力的な要求行為
6. 法的な責任を超えた不当な要求行為
7. 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
8. 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて、相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為

２ 本契約の当事者は、相手方が前項に違反した場合、本契約及び個別契約の全部又は一部を解除することができる。

３ 前項に基づき本契約及び個別契約を解除した本契約の当事者は相手方に対し、当該解除により相手方に生じたいかなる損害についても責任を負わないものとする。

## （存続条項）

本契約が終了した場合でも、第５条第２項、第９条、第１２条、第１３条、第１４条、第１５条第２項、第１７条第３項、並びに本条から第２２条までの規定は、有効に存続するものとする。但し、第１４条については本契約終了後●年間に限り存続するものとする。

## （損害賠償）

受託者は、受託者の故意又は過失により、委託者に損害を与えた場合には、当該損害を賠償しなければならないものとする。但し、本契約に関する受託者の賠償責任（本条に定めるものを含むがこれに限られない。）は、直接かつ通常の損害に限り、逸失利益、事業機会の喪失等の間接的な損害は含まないものとし、また、受託者の賠償責任は、損害賠償の事由が発生した時点から遡って過去●ヶ月間にその損害に関する個別契約に基づき委託者から現実に受領した委託料の総額を上限とする。

## （不可抗力）

受託者は、天災地変、戦争、暴動、内乱、テロ行為、法令の制定・改廃、公権力による命令処分、ストライキ、その他受託者の責に帰し得ない事由により発生する履行遅滞、履行不能、不完全履行その他について、一切の責任を負わないものとする。

## （権利義務の譲渡の禁止）

本契約の当事者は、相手方の書面による事前の承諾がなければ、本契約に基づく自己の権利又は義務を第三者に対して譲渡若しくは承継させ、又は担保に供することができない。

## （準拠法及び裁判管轄）

１ 本契約の解釈及び適用にあたっては、日本法が適用される。

２ 本契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審専属的合意管轄裁判所とする。

以上

本契約の締結を証するため、本契約書を２通作成し、委託者受託者それぞれ１通を保管するものとする。

　　年　　月　　日

委託者：

受託者：

**業務委託個別契約書**

●（以下「委託者」という。）と●（以下「受託者」という。）とは、委託者と受託者間で締結された●年●月●日付「業務委託基本契約書」（以下「原契約」という。）に基づき、本契約末尾の日付において、以下の通り業務委託個別契約書（以下「本契約」という。）を締結する。

1. （原契約との関係）

本契約は、原契約第３条に定める個別契約として締結されるものとし、本契約に別段の定めがない限り、原契約の内容が適用されるものとする。

1. （業務内容）

本契約に基づき委託される本件業務の詳細は以下の通りとする。

1. 業務内容：●
2. 納 入 物：●
3. 納入期日：●
4. 納入方法：●
5. 検査期間：●
6. （委託料）

前条に定める本件業務の対価としての委託料は、●円（税込）とする。委託者は、当該委託料を、受託者が指定する銀行口座に振り込む方法により、●までに支払うものとする。振込手数料その他支払に関し発生する費用は、委託者が負担するものとする。

1. （有効期間）

本契約の有効期間は、●とする。

1. （特約事項）

●

本契約の締結を証するため、本契約書を２通作成し、委託者受託者それぞれ１通を保管するものとする。

　　年　　月　　日

委託者：

受託者：